

平成21年度予算概算要求及び
「安心実現のための緊急総合対策」について

国土交通省建設流通政策審議官

平成20年9月

配布資料一覧

1	平成21年度予算概算要求の基本方針とポイント	1~2
2	国土交通省関係予算概算要求事業費・国費総括表	3
3	平成21年度一般歳出の概算要求基準の考え方	4
4	真に必要な社会資本整備と公共投資改革の推進	5
5	建設業をとりまく状況	6
6	建設業の倒産の状況	7
7	建設業の主要施策の今後の方向	8
8	建設業経営支援緊急対策	9
9	「安心実現のための緊急総合対策」 建設業関係(抜粋)	10
10	地域建設業緊急支援対策	11
11	最近の閣僚懇談会における大臣発言について	12
12	地域建設業緊急金融支援事業	13
13	中小企業金融対策について(中小企業庁)	14
14	単品スライド条項の拡充について	15~19
	{ 地方整備局等あて通知 都道府県、指定市あて通知 民間団体あて通知 関係業団体あて通知	
15	建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の適切な実施に (都道府県、指定市あて通知)	20~21
16	地方公共団体における総合評価方式の導入状況	22
	地方公共団体におけるダンピング対策の状況	23
17	入札ボンドについて	24

第 1 平成 21 年度予算概算要求の基本方針とポイント

《基本的考え方》

安全・安心で豊かな社会づくり、地球環境時代に対応した暮らしづくり、地域の活力と成長力の強化などの課題に的確に対応していくため、重点化・効率化を徹底しながら、真に必要な事業・施策を実施し、社会資本の着実な整備と総合的な交通政策の推進を図る。

《概算要求の規模》

○一般会計予算

公共事業関係費 6兆2,629億円（対前年度1.19倍）

非公共事業

・義務的経費等 3,602億円（対前年度1.01倍）

・その他経費 3,141億円（対前年度1.20倍）

合 計 6兆9,372億円（対前年度1.18倍）

○財政投融资 2兆9,953億円（対前年度0.82倍）

○財投機関債発行予定額 4兆7,347億円（対前年度1.11倍）

1. 予算の重点化

安全・安心で豊かな社会づくり、地球環境時代に対応した暮らしづくり、地域の活力と成長力の強化の3分野における事業・施策を重点的に推進するとともに、各事業・施策分野においても、その目的・成果に踏み込んできめ細かく重点化し、限られた予算で最大限の効果の発現を図る。

安全・安心で 豊かな社会づくり

- 1 災害等から命を守る
- 2 生活者の視点に立った安心施策の展開
- 3 海洋立国の推進

地球環境時代に対応した暮らしづくり

- 4 低炭素社会の構築

地域の活力と 成長力の強化

- 5 地域の自立・活性化
- 6 魅力ある国際都市づくり
- 7 観光立国の推進

2. 成果重視の施策展開

政策評価を予算の効率化等に適切に反映させるとともに、社会資本の戦略的維持管理、公共事業の総合的なコスト構造改善、ハードとソフトの連携、PFI手法の活用により、成果目標の達成に向けて効率的な施策展開を図る。

3. 道路特定財源の一般財源化

道路特定財源の見直しについては、平成20年5月13日に基本方針が閣議決定されたところであり、必要な検討を進め、基本方針の具体化を図る。

4. 政策の棚卸し・ムダの排除

既存の事業を見直し、廃止・縮小、経費の節減等を図ることにより、国土交通省全体で、少なくとも1,125億円の政策の棚卸し・ムダの排除を行い、新たな重要課題に取り組むこととする。

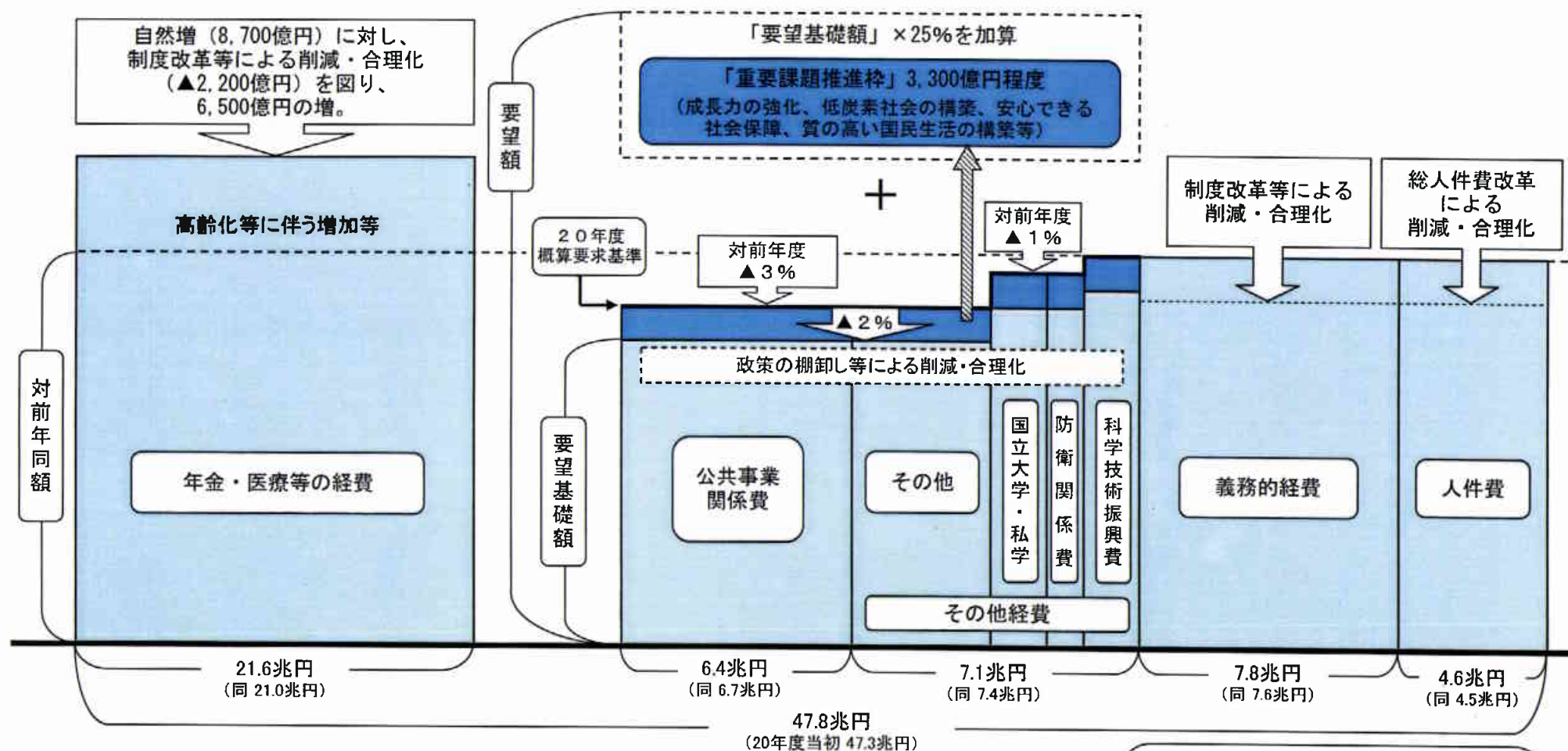
1. 国土交通省関係予算概算要求事業費・国費総括表

事 項	事 業 費		
	平成21年度 要 求 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	倍 率 (A/B)
治 山 治 水	1,521,612	1,356,451	1.12
治 海 岸	1,367,307	1,219,196	1.12
急 傾 斜 地	85,985	76,254	1.13
	68,320	61,001	1.12
道 路 整 備	4,400,616	4,027,334	1.09
港 湾 空 港 鉄 道 等	1,269,456	1,135,055	1.12
港 湾 空 港	428,378	392,637	1.09
都 市 ・ 幹 線 鉄 道	312,765	278,568	1.12
新 幹 線	169,319	151,644	1.12
航 路 標 識	352,988	306,946	1.15
	6,006	5,260	1.14
住 宅 都 市 環 境 整 備	7,154,020	6,428,426	1.11
住 宅 環 境 整 備	3,715,844	3,441,065	1.08
都 市 環 境 整 備	197,126	208,477	0.95
市 街 地 整 備	3,241,050	2,778,884	1.17
道 路 環 境 整 備	1,357,518	1,130,762	1.20
都 市 水 環 境 整 備	1,698,816	1,490,874	1.14
	184,716	157,248	1.17
下 水 道 水 道 廃 棄 物 処 理 等	1,619,663	1,406,847	1.15
下 水 道	1,386,342	1,202,642	1.15
都 市 公 道 園	233,321	204,205	1.14
一 般 公 共 事 業 計	15,965,367	14,354,113	1.11
災 害 復 旧 等	63,048	65,099	0.97
公 共 事 業 関 係 計	16,028,415	14,419,212	1.11
官 庁 営 繕	52,108	40,540	1.29
船 隻 建 造 (海 上 保 安 庁)	28,352	26,868	1.06
そ の 他 施 設	16,118	13,813	1.17
行 政 経 費	—	—	—
合 計	—	—	—

(単位：百万円)

国 費	国 費			摘 要
	平成21年度 要 求 額 (C)	前 年 度 予 算 額 (D)	倍 率 (C/D)	
	960,433	841,049	1.14	1. 本表は、沖縄振興開発事業費の 国土交通省関係分を含む。
	872,487	763,291	1.14	
	54,818	48,190	1.14	
	33,128	29,568	1.12	
	1,664,460	1,457,533	1.14	2. 平成21年度要求額(国費)の治 山治水には道路関係社会資本とし て26,000百万円を含む。
	570,907	496,465	1.15	3. 本表のほか、「調整費等」(平成 21年度要求国費)として ・国土形成事業調整費 240,000百万円 ・災害対策等緊急事業推進費 29,688百万円 ・景観形成事業推進費 23,750百万円 ・北海道特定地域連携事業 推進費等 15,176百万円 以上合計308,614百万円がある。
	262,303	227,950	1.15	
	176,434	153,615	1.15	
	44,924	39,040	1.15	
	81,240	70,600	1.15	
	6,006	5,260	1.14	
	1,879,756	1,610,065	1.17	
	747,729	654,770	1.14	
	0	0	—	
	1,132,027	955,295	1.19	
	401,375	338,713	1.19	(参考) 調整費等を加えた 公共事業関係国費再計
	633,992	535,014	1.19	
	96,660	81,568	1.19	
	825,256	722,659	1.14	
	705,589	617,869	1.14	平成21年度 前 年 度 要 求 額 予 算 額 倍 率
	119,667	104,790	1.14	
	5,900,812	5,127,771	1.15	6,262,875 5,274,000 1.19
	53,449	53,449	1.00	4. 本表のほか、平成21年度要求額 (国費)として、地方道路整備臨 時交付金(682,500百万円)及び地 方道路整備臨時貸付金(100,000百 万円)がある。
	5,954,261	5,181,220	1.15	
	27,417	23,088	1.19	
	28,352	26,868	1.06	
	11,830	10,049	1.18	(参 考) 地域再生基盤強化交付金〔内閣府 一括計上の各省連携交付金〕 (平成21年度要求国費)
	606,690	559,021	1.09	
	6,628,550	5,800,246	1.14	
				171,722百万円

3. 平成21年度一般歳出の概算要求基準の考え方



※ 「重要課題推進枠」とは、「基本方針2008」の第2章「成長力の強化」、第3章「低炭素社会の構築」、第5章「安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築」（食料の安定供給、資源・エネルギーの安定供給等を含む。）等に掲げられたもののうち、緊急性や政策効果が特に高い事業・技術開発に必要な経費として加算するもの。

(参考) 21年度概算要求基準の増減額

年金・医療等の経費	+6,500億円
公共事業関係費	▲2,000億円
その他経費	▲1,400億円
重要課題推進枠	+3,300億円
（公共事業関係費	▲1,300億円
その他経費	▲1,500億円
特殊要因加減算等	+2,000億円
合 計	+5,600億円

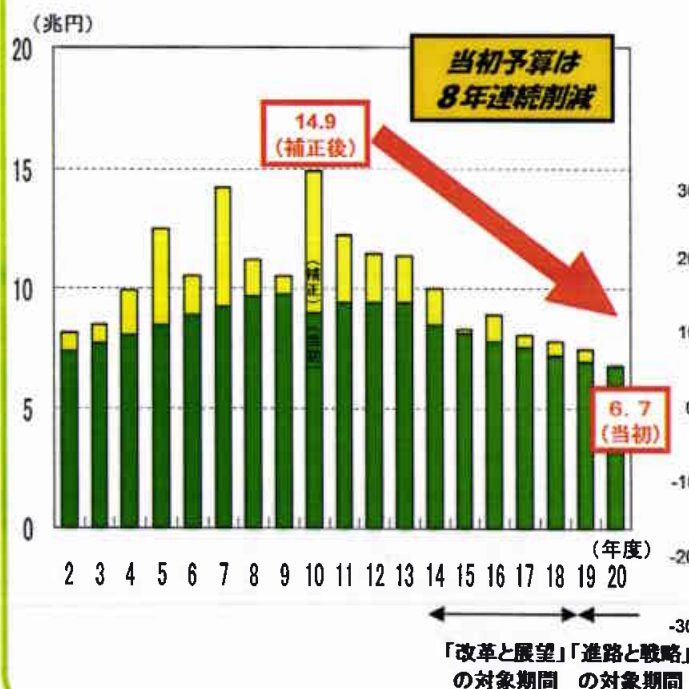
真に必要な社会資本整備と公共投資改革の推進

- 公共事業関係予算は、これまでの削減努力により、**ピーク時の14.9兆円（平成10年度補正後）の1/2を下回る水準に**。平成13～20年度の7年間における公共事業関係予算の削減額は、他の一般歳出の主要経費に比べて格段に大きい。一方、社会保障関係費は、この間に2割以上増加。
- **名目経済成長率やGDPデフレーターは、今後上昇が見込まれ**、公共事業をめぐる過去の経済状況から大きく変化。
主要建設資材価格も近年上昇傾向にあり、特に本年に入って急騰中。

- 「成長力の強化と地域の自立・活性化」や「国民の安全・安心の確保」への対応など、**真に必要な社会資本整備を推進するためにも、公共事業関係予算の削減は限界。**
- 日本の公共投資が減り続ける中、**欧米やアジアは戦略的に公共投資を増加。**
- 道路特定財源等については、本年5月13日に閣議決定された基本方針に基づき、適切に対応。
- 入札契約制度改革、コスト構造改善の推進、事業評価の厳格な実施、公共事業の無駄の排除など**公共投資改革を着実に推進。**

(1) 公共投資を巡る状況

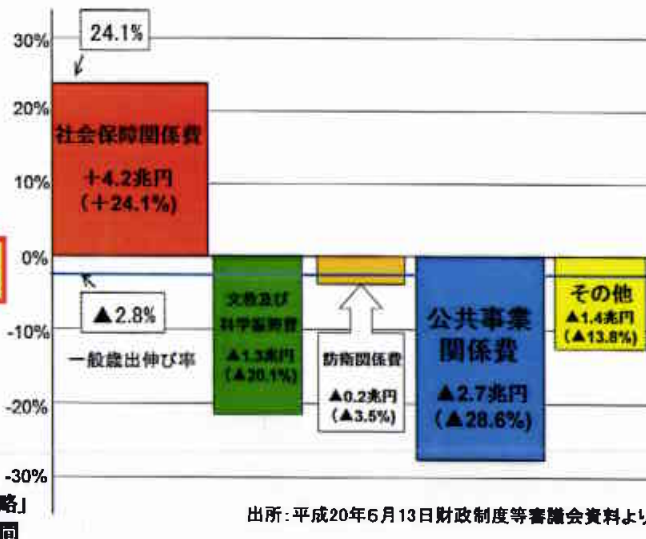
公共事業関係費の推移



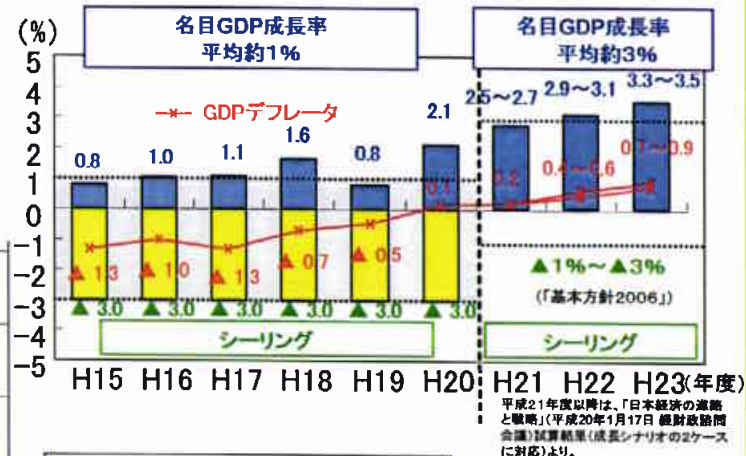
主要経費別の歳出増減(13～20年度)

[13年度→20年度]

社会保障関係費 +4.2兆円(17.6兆円→21.8兆円) 伸び率+24.1%
 その他(社保以外) ▲5.6兆円(31.1兆円→25.5兆円) 伸び率▲18.0%
 一般歳出 ▲1.4兆円(48.7兆円→47.3兆円) 伸び率▲2.8%

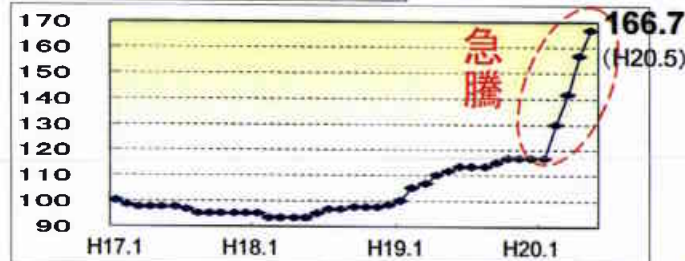


経済成長・GDPデフレーターと公共事業関係費



近年の鉄筋の価格推移

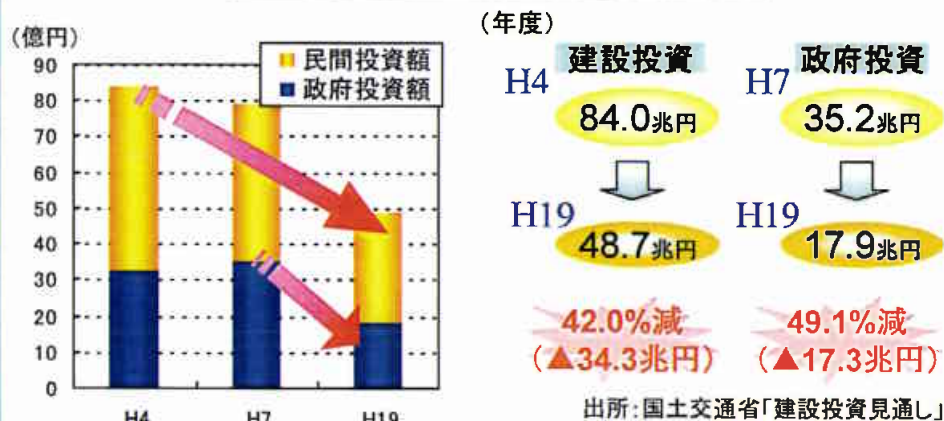
(平成17年1月を100とした指数)



○建設業は基幹産業として地域経済・雇用を支えているが、建設投資の減少等の様々な課題に直面している。

建設投資の急速かつ大幅な減少

建設投資の推移（ピーク時との比較）



過当競争によるダンピングの増加、価格競争の激化

都道府県発注工事の
低価格入札調査対象件数



都道府県発注工事の落札率



出所: 国土交通省調べ

鋼材、燃料油等の資材価格の急騰

異形棒鋼、H形鋼、鉄くず、軽油の価格推移【東京】



マンション市況の動向

マンション市況の悪化

首都圏分譲マンションの発売月契約率
78.3%(H18年)→69.7%(H19年) [前年比▲8.6%]

出所: 不動産経済研究所調べ

金融機関の融資状況

建設業向け貸出残高 ※銀行117行対象、東京商工リサーチ調べ

14兆6,700億円 [前年同期比▲3.7%](2008年3月期決算ベース)

※地区別(銀行本店所在地別) 貸出残高の増減(19/3期→20/3期)

地区	北海道	東北	関東	東京	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	全国計
建設業	0.6%	▲4.2%	▲0.3%	▲5.1%	▲4.4%	▲2.3%	▲5.1%	▲2.3%	▲5.3%	▲5.8%	▲3.7%

建設業の倒産の状況

○建設業は基幹産業として地域経済・雇用を支えているが、大幅かつ急激な公共投資の削減等により、建設業の倒産が増加し、地域の経済・雇用にも深刻な影響

建設業の倒産の状況

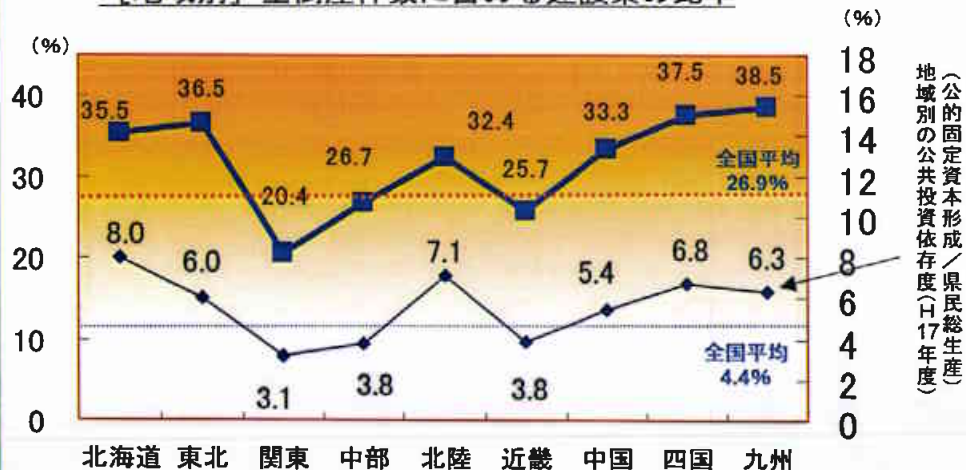
建設業の倒産件数の推移



建設業協会会員企業の倒産件数の推移



【地域別】全倒産件数に占める建設業の比率



地域を代表する建設業者の最近の倒産 (2008年1月以降)

	本社所在地	倒産日	形態	創業	従業員	資本金 (百万円)	負債総額 (百万円)	備考
(株)八幡	宮城県延岡市	2月15日	破産	1974年	不明	90	540	宮城県建設業協会 会長
金子建設(株)	宮城県石巻市	2月20日	破産	1957年	20	80	1,230	宮城県建設業協会 副会長
長田組土木(株)	山梨県甲府市	2月22日	民事再生	1905年	185	120	10,700	山梨県建設業協会 副会長
(株)三神組	愛媛県松山市	2月28日	破産	1913年	不明	不明	6,800	愛媛県建設業協会 元会長
林建設工業(株)	富山県富山市	6月9日	民事再生	1919年	90	330	6,600	富山県建設業協会 会長
真柄建設(株)	石川県金沢市	7月5日	民事再生	1907年	538	6,931	34,800	東証・大証1部上場 石川県建設業協会 元会長
堀田建設(株)	愛媛県八幡浜市	7月14日	民事再生	1926年	200	260	11,000	愛媛県建設業協会 元支部長
(株)北野組	北海道旭川市	7月22日	破産	1921年	117	1,137	11,880	旭川建設業協会 理事
(株)志多組	宮城県宮崎市	8月8日	民事再生	1931年	385	450	27,828	宮城県建設業協会 元会長

※帝国データバンク、各紙新聞報道等による

地域の経済・雇用への深刻な影響

建設業就業者数の推移



地域別の完全失業率



主な対応策

1. 技術と経営による競争を促進させるための入札契約制度の改革

- 一般競争入札と総合評価方式の拡大
- 適切な競争参加条件の設定と企業評価の実施
- ダンピング対策の推進
- 単品スライド条項の適用
- 入札ボンドの拡大

2. 公正な競争基盤の確立

- 法令遵守の徹底
- 法令違反に対するペナルティの強化

3. 経営力の強化

- 地方の建設業界と金融機関への緊急調査実施
- 経営相談の強化と他分野進出の支援
- 金融の円滑化

4. 国際競争力の強化

- 人材確保・育成、情報収集
- 売り込みとプレゼンス強化
- 海外市場の販路・拡大

5. ものづくり産業を支える「人づくり」

- 優秀な技術者・技能者の評価・処遇の改善
- 技術・技能の向上・承継

建設業経営支援緊急対策

要求額: 952百万円

建設業緊急経営相談事業

特別相談体制の整備

建設業緊急相談窓口(仮称)の設置

緊急窓口を設置し、経営分析・指導のスキルをもつ者が常駐。経営立て直しのための相談等に対応

支援チームの
派遣要請

建設業経営支援チーム(仮称)の創設

弁護士、公認会計士、税理士等でチームを編成。チーム単位で企業に派遣し、一貫した支援を行う

対応事例、
ノウハウの
還元

ワンストップサービスセンター事業の拡充

アドバイザー・相談回数の拡充

- ・経営コンサルタントや金融機関OB、マーケティングの専門家等のニーズにあったアドバイザーの追加。
- ・相談内容の緊急性等によって無料派遣を拡充

マニュアルの整備

経営改善マニュアルの作成

経営改善を検討している建設業者の役に立つ、建設業における特有の事情を踏まえたマニュアルを作成

地域建設業緊急金融円滑化支援事業

建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について流動化を促進し、建設業者の金融の円滑化を推進

建設業地域総合産業化支援事業

これまでのモデル事業の効果と課題

- 売上や営業利益の計上、雇用の維持・拡大等の効果。連携事業は好成績
- 販路、顧客の開拓、人材の確保・育成等が課題

支援対象の転換

これまでのモデル事業(新分野進出に関する調査・計画策定費等への支援)

- * 地域経済への波及効果が高く、地域に密着した分野(農林業、人材派遣業、防犯対策・生活支援ビジネス、公共施設管理等)へ進出している企業を対象
- * 建設業者を中心として複数の主体(異業種の企業や自治体、研究機関、NPO等)と連携していることを要件
- * 販路・顧客の開拓に関する費用や人材の確保・育成に関する費用等を支援

地域総合産業への脱皮

活気があり安心なコミュニティの創出

地域の経済・雇用を支える中堅・中小建設業者の経営支援体制を抜本的に強化

9. 「安心実現のための緊急総合対策」

建設業関係（抜粋）

- 1 生活・雇用支援対策
- 2 医療・年金・介護強化対策
- 3 子育て・教育支援対策
- 4 低炭素社会実現対策
- 5 住まい・防災刷新対策
- 6 強い農林水産業創出対策
- 7 中小企業等活力向上対策

（1）中小企業・零細企業への支援

◇ 急激な資源高に苦しむ中小・零細企業等を支援するため・・・資金繰り対策の拡充や下請法・独禁法の運用強化、下請保護の情報ネットワークの構築等に取り組む。また、燃料負担が大きい業種の支援に取り組む。

○資金繰り対策の拡充

- ・中小・零細企業金融の円滑化（中小・零細企業金融のきめ細かい実態把握と監視の強化、金融機関への要請、中小・零細企業の自己資本充実策や事業再生の支援、金融仲介機能の発揮促進に向けた検査対応の一層の改善等）
- ・新たな保証制度（原材料価格高騰対応等緊急保証）の導入
- ・セーフティネット貸付の強化

○下請事業者保護の強化

- ・下請事業者の相談体制の拡充（下請かけこみ寺における弁護士相談等）、買いたたきの具体的内容の明示、下請適正取引ガイドラインの改訂等の措置及び親事業者・下請事業者への周知徹底
- ・優越的地位の濫用等に対する課徴金の導入等の独禁法改正（継続審議中）、下請法・独禁法の厳格運用（執行体制の拡充、下請法に基づく検査の積極的实施、書面調査実施）
- ・「下請保護情報ネットワーク（仮称）」の構築（下請事業者の保護のための関行政機関間の連携強化）

○燃料負担の大きい特定業種支援の強化等

- ・燃料負担等の増加により深刻な影響を受けている業種として、農林水産業のほかに、以下の業種を支援

（建設業） 「単品スライド条項」の的確な運用、適正価格での契約の推進等による経営力の強化、資金調達の円滑化

（2）生産性向上等による成長力の強化

○生産性の向上

- ・業種別生産性向上プログラムの推進

地域建設業緊急支援対策

「安心実現のための緊急総合対策」に基づき、地域建設業の支援のため、以下の対策に取り組む。

地域実態の緊急調査

- 地域を代表する建設業者の倒産が多発するなど、地域の建設業を取り巻く経営環境がきわめて厳しい状況にあることに鑑み、地域の建設業界や地元金融機関などに対して地域実態に関する緊急の調査を実施中

資金調達の円滑化

- 建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含めて流動化を促進する等、建設業者の金融の円滑化を図る
- 資材の価格変動を継続的に注視し、変動に応じた単品スライド条項の的確な運用
- 前払金の割合の引き上げ(国と同じ4割へ)、中堅・中小建設業者向けの工事の早期発注、支払い手続の迅速化等、地域の中堅・中小建設業者の資金繰りの円滑化について、公共発注者等に緊急要請の実施
- 下請への資金の流れを促すための調査や立入検査等を実施することによる、元請下請関係の適正化
- 中小企業庁の実施する資金繰り対策の拡充策との連携

経営力の強化

- 建設業者の緊急の経営相談に的確に対応するため、建設業緊急相談窓口(仮称)の設置や、建設業経営支援チーム(仮称)の派遣制度の創設などによる建設業緊急経営相談の実施
- 農業、介護、人材派遣業などの地域に密着した新分野に進出している企業が、異業種等と連携して行う地域経済や雇用へ高い波及効果が期待される取組に対して集中的な支援を実施することで、建設業の地域総合産業化を支援

入札契約制度の改革

- 適正価格での契約の推進のため、予定価格等の事前公表の見直し、適切な地域要件の設定、歩切りの撤廃、最低制限価格・低入札調査基準価格の見直し等を行うよう、入札契約制度の改革について地方公共団体に要請

11. **「安心実現のための緊急総合対策」について**

(平成20年9月2日(火)閣僚懇談会 谷垣国土交通大臣発言要旨(抄))

地域の建設業、不動産業など関係業界については、経営力の強化等の施策に取り組むこととしておりますが、現在、金融機関からの円滑な資金調達が特に重要となっており、金融担当大臣、経済産業大臣をはじめ関係大臣におかれても、特別のご配慮をお願いします。

「安心実現のための緊急総合対策」について

(平成20年9月16日(火)閣僚懇談会 谷垣国土交通大臣発言要旨(抄))

地域の建設業等への支援策として、既に、単品スライド条項の対象品目を拡大いたしました。さらに、総務省と連携して、地方公共団体に入札契約制度の改善等を行うよう要請を行ったほか、金融庁、中小企業庁等との連携も更に深めつつ、資金調達の円滑化にも取り組んでいるところです。

中小企業金融の円滑化に向けた取組みについて

(平成20年9月16日(火)閣僚懇談会 茂木金融担当大臣発言要旨(抄))

金融庁としては、引き続き中小企業金融の円滑化に向けて取り組んでいく所存であり、中小企業庁、国土交通省等との連携も更に深めつつ、各般の施策を実施してまいります。

地域建設業緊急金融支援事業について

1. 趣旨

建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設業者の金融の円滑化を推進。

2. 概要

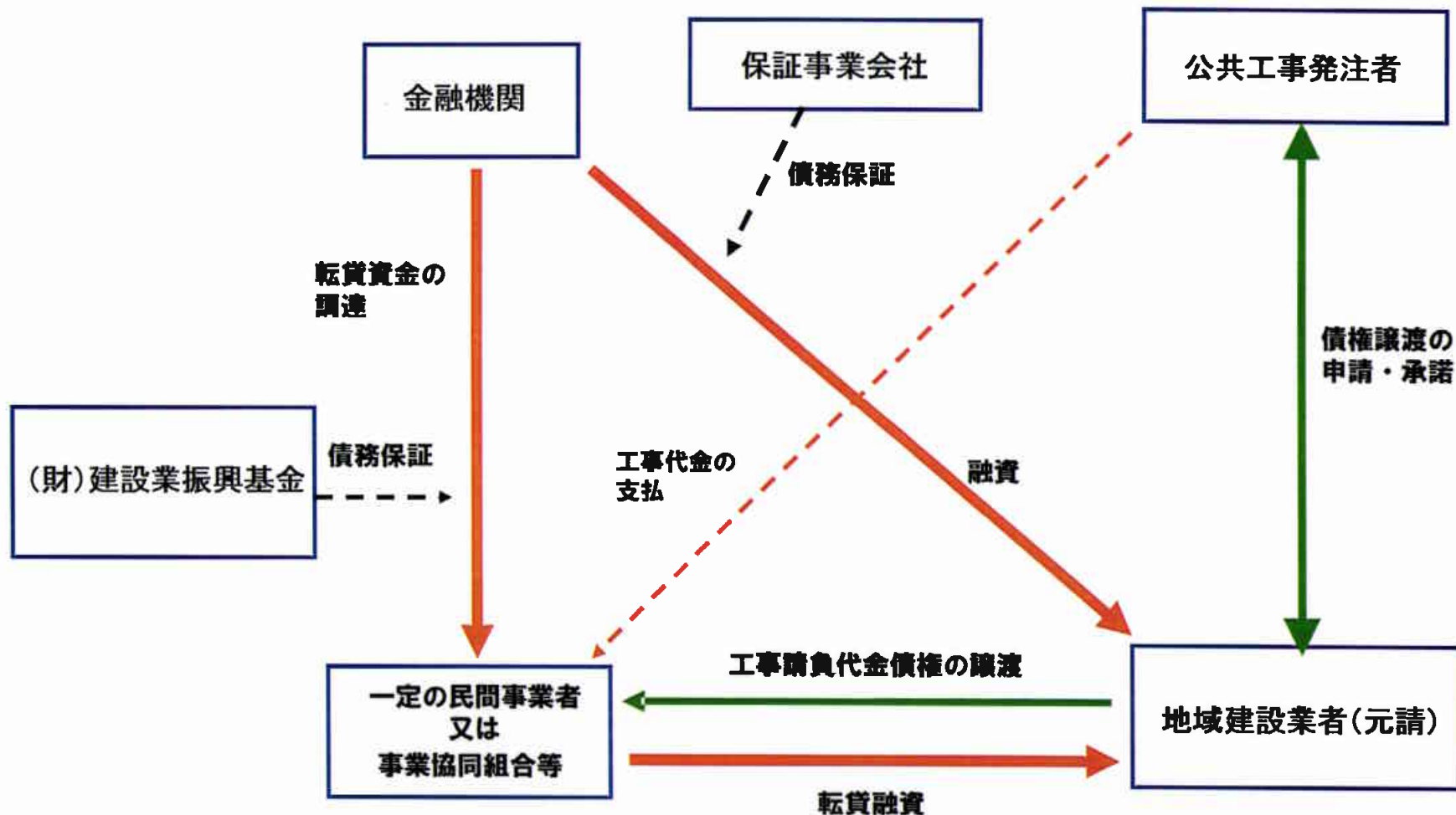
(1) スキーム

- ・ 建設業者は、工事請負代金債権を一定の民間事業者又は事業協同組合等に譲渡。
- ・ 民間事業者又は事業協同組合等は、工事請負代金債権を譲渡担保に、建設業者に対して工事の出来高の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達。(財)建設業振興基金は、当該資金調達に対し債務保証を実施。
- ・ 保証事業会社の保証を合わせることで、出来高を超える部分についても融資を実施。
- ・ 建設業者は借入申込の際に、民間事業者又は事業協同組合等に対し、支払計画等を提出。
- ・ 民間事業者又は事業協同組合等は、発注者から支払われた工事請負代金から、民間事業者又は事業協同組合等の融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額を、それぞれ精算の上、建設業者に残余を返還。
- ・ 国は、民間事業者又は事業協同組合等が行う出来高査定の支援等本スキームの円滑な実施の支援を検討。

(2) 対象となる建設業者

中堅・中小建設業者

地域建設業緊急金融支援事業(案)



※建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることで、
出来高を超える部分を含め融資

13、
中小企業金融対策について
(安心実現のための緊急総合対策)

平成20年9月9日

中 小 企 業 庁

中小企業金融対策として、9兆円規模の対策を実施。

○「原材料価格高騰対応等緊急保証」の導入

- ーセーフティネット保証の業種指定要件を抜本的に見直し、対象業種を大幅に追加。原油のみならず、原材料価格や仕入れ価格の上昇を売価に転嫁できていない業種の追加など。

(参考)セーフティネット保証(不況業種対策)

全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者に影響が生じている場合に発動。業種の指定は実体調査を行い、相当程度の業況悪化が認められる業種を経済産業大臣が指定。対象業種は、①保険限度額の別枠化(普通2億、無担保8千万)、②保証料率の軽減、が受けられる制度。現在は170業種が該当。

○政府系金融機関による貸付け

- ー中小公庫、国民公庫、商工中金等によるセーフティネット貸付を拡大(業種指定要件なし)。
- ー各機関に対し、返済猶予への対応等に関する配慮を要請。

(参考)セーフティネット貸付

社会的、経済的環境の変化(原材料価格の急騰、企業の大型倒産など)により、一時的に資金繰りに支障をきたしている中小企業者が使用可能な制度。

- ・貸付限度額:別枠で4億8千万(中小公庫)、別枠で4800万(国民公庫)
- ・貸付期間(運転資金7年以内、設備資金15年以内)

14.

平成20年9月10日
国土交通省
大臣官房地方課
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部計画課
大臣官房公共事業調査室

工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について

国土交通省直轄工事においては、平成20年6月13日に「単品スライド条項」の運用ルールを定め、全国的に価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象に、運用を図ってきたところですが、地域や工事の内容によっては、これらの2品目の他にも、原材料費の高騰等に起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼすほど価格が上昇している資材が見られ始めていることから、単品スライド条項の運用を拡充することとしました。

なお、地方公共団体や関係業団体等に対しても本日周知します。

<問い合わせ先>

大臣官房技術調査課

事業評価・保全企画官 森本 輝

TEL 03(5253)8111(内線22353)

直通 03(5253)8221

大臣官房地方課

公正入札監視官 岸 毅明

TEL 03(5253)8111(内線21952)

直通 03(5253)8919

大臣官房官庁営繕部計画課

課長補佐 野崎 教之

TEL 03(5253)8111(内線23243)

直通 03(5253)8237

大臣官房公共事業調査室

専門官 温品 清司

TEL 03(5253)8111(内線24294)

直通 03(5253)8258

1. 単品スライド条項の運用状況

工事請負契約書第25条第5項の「単品スライド条項」については、平成20年6月13日に、その具体的な運用ルールを定め、全国的に価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象に、現在までに運用を図ってきたところです（請求件数は直轄工事で約100件。なお、都道府県工事では約200件）。

また、9月上旬から、国土交通省直轄工事について各地方整備局のホームページにより、実施状況を公表しているところです。

2. 単品スライド条項の適用対象資材の拡大

従前の本省指定の2品目の他、発注者・受注者間の協議に基づき、対象資材を拡大

地域によっては、本省指定の2品目のほかに、原材料費の高騰等に起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼすほど価格が上昇している資材が見られ始めている状況です。

このような状況の中、本省が指定していた2品目の他にも、発注者・受注者間の個別協議に基づき、原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材について、工事の請負代金額に大きな影響（請負代金額の1%以上）を及ぼす場合には、単品スライド条項の適用対象資材とすることができることとしました。

対象資材の拡大のほか、実施状況の公表や協議の速やかな実施等とあわせて、「安心実現のための緊急総合対策」における「単品スライド条項の的確な運用」に努めていくこととしています。

（参考1） 従前からの考え方との比較

事項	H20. 6. 13通達	今回通達
価格変動地域の捉え方	全国的な価格上昇に限定	全国的なものでなくとも、地域的な価格上昇でも可能
対象となる品目	鋼材類、燃料油	左記以外にも、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼすもの
品目の指定	本省において指定	発注者・受注者間の個別協議（本省でも確認）
変動額算定ルール	工事の請負代金額に対して1%以上の影響を与える品目の合計増加額のうち、請負代金額の1%を超える額を発注者が負担	（同左）

国 地 契 第 2 3 号
国 技 建 第 1 1 6 号
国 営 計 第 4 6 号
平成 2 0 年 9 月 1 0 日

各地方整備局総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房
地 方 課 長
技 術 調 査 課 長
官庁営繕部計画課長

工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について

工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊）第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第27号）記第25条関係及び「工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年6月13日付け国地契第9号、国技建第1号、国営計第24号。以下「運用通達」という。）に定めたところであるが、その後の経済情勢を鑑みると、地域や工事の内容によっては、原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められる。このため、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしたので、取扱に遺漏のないよう措置されたい。

なお、本通達に基づき単品スライド条項を適用しようとする場合には、事前に本省担当課と協議されたい。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

- 1 この通達は、平成20年9月10日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通達の施行日以降で平成20年12月31日以前である工事についての
単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月
未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これ
を行うことができるものとする。

別添2

国総建第147号-1

国総建整第116号-1

平成20年9月10日

各都道府県主管部局長 あて

各政令指定都市主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通省総合政策局建設市場整備課長

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について

国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の規定の運用について、平成20年6月13日付けで、国土交通省各地方整備局あてに通知したことをお知らせしましたが、今般、燃料油や鋼材類以外の主要資材においても価格の上昇により、請負代金額への影響が生じるおそれがあることから、平成20年9月10日付けで、別添のとおり、国土交通省各地方整備局あてに通知したところです。

貴地方公共団体におかれましては、別添を参考として、資材価格の急激な変動に伴い、工事請負契約書の単品スライド条項を的確に運用していただくとともに、同条項に基づく協議が完了した場合には、下請業者が協議結果を把握できるようその旨を公表いただきますようお願いいたします。

また、新たに発注する工事について、予定価格の算定に当たり、資材等の実勢価格を反映した適切な積算に努めていただくよう、併せてお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いいたします。

国総建第147号-2

国総建整第116号-2

平成20年9月10日

別紙 主要民間団体 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通省総合政策局建設市場整備課長

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について

国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の規定の運用について、平成20年6月13日付けで、国土交通省各地方整備局あてに通知したことをお知らせしましたが、今般、燃料油や鋼材類以外の主要資材においても価格の上昇により、請負代金額への影響が生じるおそれがあることから、平成20年9月10日付けで、別添1のとおり、国土交通省各地方整備局あてに通知したところです。

また、同日付けで、各地方公共団体に対しても、別添2のとおり、国土交通省の対応を参考にして、資材価格の急激な変動に伴い、工事請負契約書の単品スライド条項を的確に運用するよう、通知しましたので、お知らせします。

国総建第147号-3

国総建整第116号-3

平成20年9月10日

別紙 建設業団体の長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通省総合政策局建設市場整備課長

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について

国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の規定の運用について、平成20年6月13日付けで、国土交通省各地方整備局あてに通知したことをお知らせしましたが、今般、燃料油や鋼材類以外の主要資材においても価格の上昇により、請負代金額への影響が生じるおそれがあることから、平成20年9月10日付けで、別添1のとおり、国土交通省各地方整備局あてに通知したところです。

また、同日付けで、各地方公共団体に対しても、別添2のとおり、国土交通省の対応を参考にして、資材価格の急激な変動に伴い、工事請負契約書の単品スライド条項を的確に運用するよう、通知しております。

貴会におかれましては、傘下建設業者に対し、別添1及び別添2について周知いただくようお願いします。あわせて、傘下建設業者が注文者となっている下請負契約の代金額の変更及び代金額の変更に伴う下請代金の支払を適切に行うこと並びに資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等に対してもこれに準じた配慮を行うことについて、傘下建設業者に対し、指導願います。

総行行第124号
国総入企第10号
平成20年9月12日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局長

国土交通省建設流通政策審議官

建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の適切な実施について

建設業は、地域産業の中核として大きな役割を果たしているところですが、多くの雇用を維持してきた地域の有力な建設業者の倒産が相次いでいること等により、地域経済の疲弊が著しくなっており、

このため、本年8月29日に経済対策閣僚会議において決定された「安心実現のための緊急総合対策」においても、建設業について、「単品スライド条項」の的確な運用、適正価格での契約の推進等による経営力の強化、資金調達の円滑化を図ることとされております。

これを受けて、地域の建設業に対する緊急の対策を講ずることが求められており、その一環として、建設業が地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約の改善を早急に行う必要があります。

このため、特に必要があると認められる以下の措置を速やかに講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

- 一 公共事業の前払金について、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年5月3日内務省令第29号）附則第3条第1項に基づく前払金の割合は、材料費等の4割を超えない範囲において認められているが、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあること、また、国土交通省直轄事業においては請負代金額の4割を支払対象としていることも踏まえ、材料費等として必要な経費の支弁を円滑化するため、当該制度の適切な運用に努めること。また、同条第2項に規定する中間前払金についても、2割を超えない範囲において認められており、同様の対応を行うよう努めること。
- 二 工事の発注に関しては、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、的確な工期の確保にも資するよう、早期発注に努めること。
- 三 工事請負代金の請求書を受領後直ちに支払い手続を開始する等、その支払手続の迅速化に努めること。
- 四 予定価格の事前公表の取りやめ等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成20年3月31日付け総行行第38号・国総入企第35号）で要請したところであるが、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、適切に対応すること。
- 五 公正な競争の中で企業体質を向上、強化させるためには、同様の特性を持った企業による競争を促進することが重要であり、適切な競争参加条件（過去の工事実績及び成績、地域要件等）の設定等、必要な条件整備を適切に講じること。
- 六 適正価格での契約の推進を図るため、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において低入札価格調査基準価格に係るモデルが見直されたことを踏まえ、その算定方式の改訂等により適切に見直すこと。
- 七 いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むとともに、予定価格の作成に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させること。
- 八 「単品スライド条項」については、資材の価格変動を継続的に注視し、変動に応じて必要な措置を講ずること。また、その他、現場条件等の変更に対しても、適切に契約変更を行うこと。

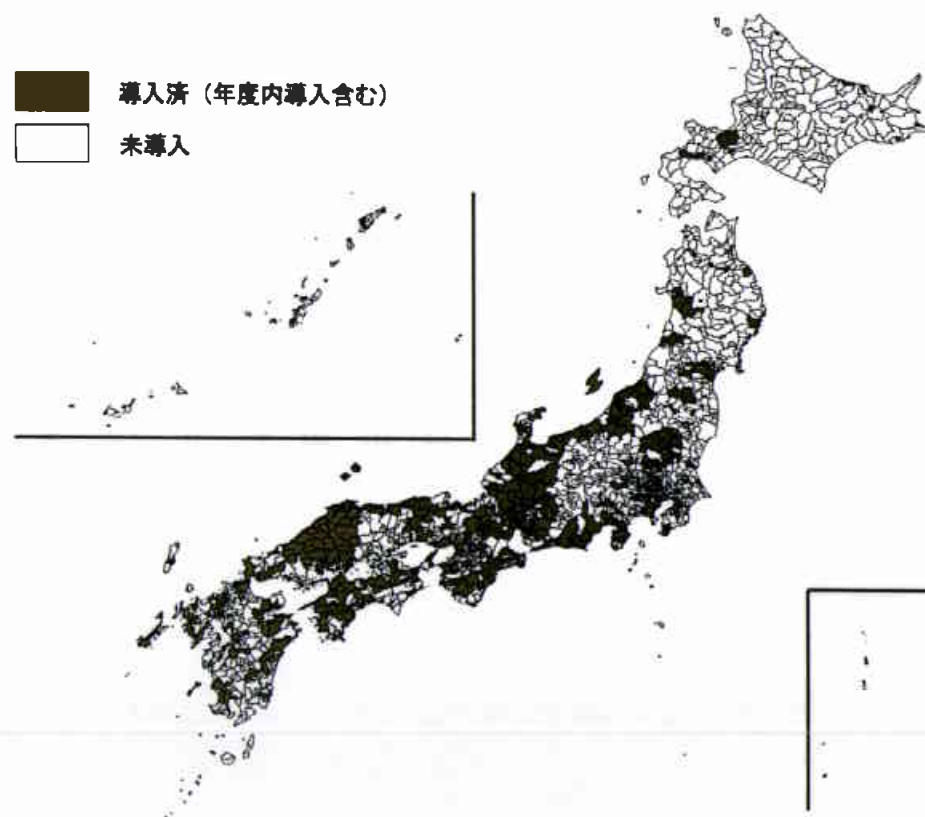
地方公共団体における総合評価方式の導入状況

- 都道府県、指定都市においては、全ての団体で総合評価方式を導入済。
- 市区町村においては、導入率が平成18年度の2.0%から平成19年度に24.3%に増加しているが、一般競争入札の導入状況と比較すると不十分。
- 平成19年度において、78.7%の都道府県、88.2%の指定都市、31.0%の市区町村において総合評価方式の導入目標を設定。

都道府県



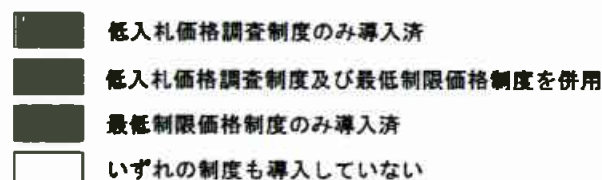
市区町村



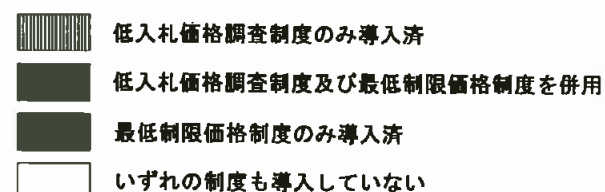
地方公共団体におけるダンピング対策の状況

- ダンピング対策としての最低制限価格制度及び低入札価格調査制度については、全ての都道府県及び政令市においていずれかの制度を導入。市区町村においては、導入率が平成18年度の73.5%から77.7%に増加。
- 予定価格の事前公表については、都道府県の83.0%、政令市の全て、市区町村の63.3%、最低制限価格の事前公表については、都道府県の9.8%、政令市の40.0%、市区町村の21.3%で実施しており、ダンピング対策の観点から問題あり。

都道府県



市区町村



概 要

○入札時に、市場の機能を活用し、企業の経営力・財務状況について審査するため平成18年10月に導入

○導入の効果

- 1) 契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除
- 2) 与信枠の制約による絞り込み
- 3) ダンピングの防止

導入状況 (H20年度)

○国、特殊法人等

国土交通省：WTO対象の工事（7.9億円）全て

（宮城県内の直轄工事については1億円以上を対象とするなど、地方公共団体の導入状況を踏まえ拡大）
他に

農水省、防衛省、内閣府、財務省、厚労省、東日本高速道路株式会社、水資源機構でも試行的に導入

○地方公共団体

宮城県：1億円以上の工事 他に岩手県、埼玉県、兵庫県、京都市、浜松市、横浜市、札幌市でも導入

(参考1) 企業アンケート調査

	全体	土工協	宮建協
保証枠を考慮し、入札参加条件を絞り込むようになった。	81 45.3%	38 38.4%	45 54.2%
低価格入札を避けるようになった。	87 48.6%	31 31.3%	58 69.9%

※国土交通省がH20年1月に土工協会員企業136社、宮城県建設業協会会員企業87社を対象に実施したアンケートの結果による

(参考2) 応札の状況

	平均参加者数		平均落札率	
	H18年度	H19年度	H18年度	H19年度
国交省直轄工事 (Aランク工事)	10.7者	10.2者	73.3%	84.7%
国交省直轄工事 (Bランク工事)(東北地整)	10.3者	4.3者	86.5%	90.7%
国交省直轄工事 ※1 (Bランク工事)(他地整)	8.9者	8.3者	79.7%	84.6%
宮城県発注工事 (3億円以上)	18.4~18.11 6.0者	18.12~20.1 5.7者	18.4~18.11 77.4%	18.12~20.1 79.9%
岩手県発注工事 (2億円以上) ※2	対象 6.8者	対象外 5.8者	対象 89.1%	対象外 86.1%

※1 東北地整(宮城県及び岩手県内で施工する2億円以上の工事が入札ボンド対象)

※2 岩手県は、入札ボンド対象工事と対象外工事を比較